

令和3年度中江川・中川係留船対策検討会報告書

はじめに

中江川・中川係留船対策検討会は平成26年度に設立されました。当時、佐伯土木事務所管内には管理者等の許可を得ず係留している、いわゆる放置艇が多く確認されておりました。そのため、委員の皆様のご意見をいただきながら、県内でも先行的にその解消に取り組んできたところです。

令和2年4月1日より公共水域等適正管理を推進するため、中江川及び中川に設置した河川プレジャーボート等係留施設（以下「係留施設」という。）において許可制を導入し係留船を管理しております。平成26年に確認した状況では、中江川・中川には250隻を超える船舶が係留しておりましたが、令和3年8月現在では89隻の船舶が許可を受けて係留しております。

船舶の河川係留は本来違法であり違法状態の早期解消を図るという趣旨から、同施設においては、相続を除く船舶の変更（買換）又は所有者の変更（譲渡）を認めておりませんでした。しかしながら、許可制度を運用して約1年半が経ち、時間の経過とともに係留施設利用者から買換等についての意見が増加しております。本来は河川から港湾等の適正な係留ができる場所への移動を促進するべきではありますが、県が管理する港湾施設にも収容余力が無い現状を鑑み、船舶の買換等を認めることが妥当か、各委員の意見をいただくため、令和3年度中江川・中川係留船対策検討会にてご意見をいただくことといたしました。

今回は議論の余地が大きいことから、対面での議論の場を検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、書面開催という形式を採用しました。各委員へお送りした資料では、これまでの取り組みと現状を紹介し、係留施設の利用許可に関する船舶所有者の訴えと施設管理者としての実情を紹介しました。そのうえで、各委員のご意見を書面にていただくことにいたしました。

この報告書は、これまでの放置艇対策における取り組み等を共有するとともに、委員の皆様からいただいたご意見をとりまとめ、今後の施策の一助になるよう作成したものです。

中江川・中川係留船対策検討会委員長 東野 誠

第1 前回までの検討会における取り組み内容

本検討会は平成26年度に設立されている。各年度の取り組みについては以下のとおり。

(1) 平成26年度

係留船舶の所有者に対しアンケート等を用いて当時の状況を確認した。250隻を超える船舶の係留を確認し、所有者の8割以上が50歳以上かつ毎日使用するような利用頻度の高い所有者は少ないことを確認した。また、両河川の治水安全度を確認し、両河川とも洪水に対する治水能力は十分であることが確認した。

(2) 平成27年度

津波に対する安全度の検討、係留者に対する際アンケート、及び暫定係留区域の検討を行った。

ア 津波に対する安全度の検討

両河川とも周囲の地盤高が低く、津波が河川遡上する可能性が高く、中川の方が周囲の地盤高が低く、津波に対してより脆弱であることを確認した。

イ 係留者への再アンケート

河川係留に関する問題意識を再確認するとともに、係留に際しての費用負担を問うたところ、「可能な限り安価に」という意見が多いことを確認した。

ウ 暫定係留区域の検討

全て中江川に係留する案を提示したが、船高によっては美国橋を通過できない船舶があるため、再検討するよう意見が付された。

(3) 平成28年度

ア 暫定係留区域の再検討

船高の高い船舶を中心に中川(海運橋以下)、その他の船舶は中江川(長島橋以下)に配置(河口部は要検討)、漁船は港湾、漁港への移動を基本とするという方針を定めた。

イ 安価な暫定係留手法案の提示

平成27年度のアンケート結果に基づき、安価な暫定係留手法を追求するため、基礎に係船環のみを設置するうえ、漁港の技術指針に伴い船舶幅の1/2の離隔を確保する案を提示した。

(4) 平成29年度

ア 河口部や佐伯港内を考慮した暫定係留区域の再検討

複数委員より、中江川より中川の方が静穏度が高いという意見があった。河川内の暫定係留に関しては漁船も有料になる可能性が高いこと及び佐伯港には大入島以外ほぼ空きがないことを確認し、佐伯港も船舶係留の正常化に努めることを確認した。

イ 係留許可化に向けた今後の流れ

以後の河川内係留は申込を必要とし、申込をしない船舶は行政代執行により撤去

する可能性があることを確認した。また、係留者及び地元向け説明会を開くことを確認した。

(5) 平成30年度

ア 所有者説明会及び意向確認書に関する報告

中江川・中川ともに原則それぞれの河川に現在係留している船舶のみを受け入れることを確認した。継続して係留を希望した船舶は中川で86隻、中江川で38隻であったが、佐伯港（葛港地区）に受け入れられなかった希望者も含むため、暫定係留施設としては中川100隻程度、中江川50隻程度の規模設置を確認した。

イ 計画案の検討

重点的撤去区域・暫定係留区域の指定及び合成代執行を含む強制的な撤去措置について確認した。

(6) 令和元年度

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、年度末に計画していた検討会を延期した。

(7) 令和2年度

令和元年度の活動について事務局から報告した。暫定係留施設の設置工事が完了するとともに中川は79隻、中江川は32隻に対し係留を許可したことを確認した。また、委員より、船舶の買換についての意見が述べられた。

第2 令和2年度の大分県の取組

(概要)

令和2年度に設置した係留施設は、年度当初、中江川で32隻、中川で79隻に対して施設利用を許可した。令和2年度において、許可位置への移動を拒否し、同係留施設の許可位置外に係留をしていた船舶については、令和3年5月に河川外へ移動した。

また、同年度中に、中江川においては2隻、中川においては17隻が係留施設の利用を中止している。許可艇の係留に使用されない係船環を撤去することで河川係留の段階的な解消を図っている。

第3 動向

(概要)

全国的に見ても、小型船舶登録数は約1～3%程度の減少傾向で推移している。係留施設においては、母数が少ないこともあるが、小型船舶登録数の減少率よりも大きな減少率が見て取れる。

係留施設利用中止者の年齢別の内訳は、幅広い年代の所有者が施設の利用を中止しており、今後も動向を注視し、施設整備の可否を引き続き検討する必要がある。

第4 令和3年度の大分県取組

(1) 適正管理・許可基準について

(概要)

令和2年度から暫定的な係留施設を設置し係船を県が管理しているが、許可を受けている所有者から、船舶の買換や譲渡を検討している旨の相談がなされている(細部は、資料2「河川プレジャーボート等係留施設の利用許可について」参照)。船舶所有者と管理者の双方の意見を確認し、アンケートにより委員の意見を収集した。

(2) アンケートにより聴取した意見のとりまとめについて

ア 船舶等の変更(買換・譲渡)に関する可否について

半数以上の委員が、船舶等の変更を認めるべきであると回答した。また、船舶等の変更を認めるべきと回答した委員のうち、ほとんどが船舶等の変更を認めた際は、さらに条件を付すべきだと回答した。

船舶等の変更に否定的な意見もあり、河川係留が違法であるならば棧橋の設置も含め認めるべきでないという意見や許可条件を緩和した場合には河川係留違反としての指導が保てなくなるのではないかという意見もあった。

イ 船舶等の変更を認める場合の条件について

津波発生時の二次災害を考慮し、許可を受けている船舶よりも小さい船舶の場合のみ許可をする船舶の大きさに条件を付すべきという意見がうかがえた。また、買換は仕方がないが、係留許可を受けた者の変更は認めるべきではないという意見もあった。

ウ 係留代替地の距離的な制限について

船舶等の変更を認める場合には、両河川の近辺の港湾又は漁港に係船できる場所がないことが前提となる。約半数の委員が10km圏内の区域を挙げている。一方で、距離に関係なく認めるべきという意見もあった。

第5 まとめ

本検討会では、令和2年度からの取り組みの共有に加え、前回の検討会で提案された船舶等の変更(買換、譲渡)について各委員の意見を収集した。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催という形式で行われたため検討会としての意見を提言することはできないが、委員の中にも船舶等の変更は認められる余地があるとする意見があることを確認した。

県においては、本検討会において示された管理者及び船舶所有者双方の実情並びに各委員のご意見を踏まえつつ、中江川・中川における係留船対策について、今後も継続して具体的に検討していただくことを望むものである。